

## ご 連 絡

2018年5月22日

〒730-0013 広島市中区八丁堀5番22号

メゾン京口門202号

法律事務所八丁堀法律センター

TEL082-227-6501 FAX082-211-2822

弁護士 山 田 延



### NPO法人消費者ネットおかやま 御中

前略、株式会社大創産業（以下、「当社」という）の代理人として、「カラフルボール」（以下、「本件商品」という）の「取扱い上の注意」書の記載変更の件につき、次のとおりご連絡します。

当社は、これまでの当職の回答書により、本件商品の損害賠償責任表示が誤っていることを認め、速やかに、この責任表示を正した商品に切り替えて販売する旨約したところです。

先に報告したとおり、本件商品については2017年（平成29年）10月以降の生産分から表示を変更して販売しているものの、他の商品についても同様の記載があることが判明しました。このため、これら商品についても、別添の「メーカー通達」記載のとおり、急ぎ表示を変更する手続きを講じていますが、在庫商品が多種類であり、かつ、在庫店舗も多数存在するため、目標とする本年10月頃までには、完全には改訂ができない可能性があります。

但し、当社販売の商品によって消費者に何らかの損害などが生じた場合、製造物責任法に基づく責任を負う予定です。

以上の事情がありますので、その旨ご連絡します。

#### 添 付 書 類

「メーカー通達」と題する書類

1通

以 上